平成２７年（フ）第４４２号
大分市大字羽屋100番地の１
債務者　東　　秀文
１　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　千野　博之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月29日午後２時
５　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１９１７号
札幌市東区北22条東23丁目10番25号
債務者　斉藤　芳恵
１　決定年月日時　平成27年12月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　太田　貴久
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月14日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６５号
熊本県人吉市下原田町字堀125番地１
債務者　内山　正吾
１　決定年月日時　平成28年１月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　蓑田　啓悟
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月11日午前10時
５　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２７年（フ）第２１８１号
横浜市港北区新横浜２丁目14番地21　アガパンサス507
債務者　涌井　雅英
１　決定年月日時　平成27年12月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉田　進一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月14日午前11時20分
５　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１５号
長野市大字下駒沢2222番地４　さいわい荘12号
債務者　小林　　豊
１　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　板谷健太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月24日午前10時
５　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１６号
長野市大字下駒沢2222番地４　さいわい荘12号
債務者　小林　澄子
１　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　板谷健太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月24日午前10時
５　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第８９号
新潟県上越市昭和町２丁目27番42号
債務者　流石スエ子
１　決定年月日時　平成27年12月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第１９４５号
札幌市東区東苗穂13条２丁目14番18号　パームメゾン103号
債務者　和賀　雅之
１　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９７１号
札幌市白石区北郷７条３丁目２番２号
債務者　海老名　正
１　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２００１号
札幌市中央区南２条西９丁目１番地23　ラ・ソレイユ南２条1002号
債務者　武山　琢身
１　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２００５号
札幌市中央区南６条西８丁目８番地22　ドミローレル第11―405号
債務者　星野　達矢
１　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２００７号
札幌市東区北33条東９丁目５番７号　レジデンス梶井302号
債務者　永瀬　五月（旧姓廣島）
１　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０３２号
札幌市白石区菊水４条３丁目１番14号　ソシアルコート菊水106号
債務者　柴田　智里
１　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０３７号
札幌市西区発寒14条２丁目10番40―401号
債務者　高杉　保次
１　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０３８号
札幌市北区拓北５条４丁目７番１―210号
債務者　澤田石友紀子
１　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０５４号
北海道石狩郡当別町末広122番地47　昴Ⅰ205号
債務者　小笠原勝英
１　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０５５号
札幌市豊平区美園４条１丁目２番２号
債務者　清水　史子
１　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部